

## 【指定居宅介護支援事業所】

## 日高町立日高居宅介護支援事業所の

## ご 案 内



- ☆ヒザや腰が痛くて家の掃除や買い物が大変
- ☆お風呂に入るのが大変になってきた
- ☆外出する事が減ってきた。一人で過ごしていると寂しい…

☆町外に1泊で出かけなければならない。家にいるおばあちゃんを一緒に連れて行けなし、一人だけ家に残すのも心配

というような事で困っていませんか？

そんな時は…当事業所へご相談下さい！！

日高町内外の関係機関（特別養護老人ホーム、ホームヘルパー、デイサービス、病院・診療所、市町村保健福祉担当部署など）と連携し、日高町日高地区に居住する皆様が、安心して自立した生活ができるよう、ケアマネジャーがその方にあった適切な介護保険サービス・その他サービスのご提案やサービス利用調整などを行います！



## 日高町立日高居宅介護支援事業所

所在地：日高町役場日高総合支所 地域住民課内

〒055-2301  
沙流郡日高町本町東3丁目299番地の1

営業日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

<祝日・12月31日～1月5日を除く>

電話：(01457) 6-3173 / 6-2001

FAX：(01457) 6-3981

ホームページ <http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/>



## 日高町立日高居宅介護支援事業所では



主に次のような仕事をしています！

### 1. 介護保険要介護・要支援認定申請手続きの代行

ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイなどの介護保険サービスを利用するためには、日高町役場に要介護・要支援認定申請を行い、「要介護1～5」または「要支援1～2」の認定を受ける必要があります。

通常は日高町役場日高総合支所へ出向いて手続きを行う事となりますが、当事業所へお電話いただければ、役場へわざわざ出向かなくても申請手続きを代行いたします。

### 2. ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

要介護認定を受けられた方が、具体的にホームヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービスを利用するためには、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成し、関係機関と連絡・調整を行わなければなりません。

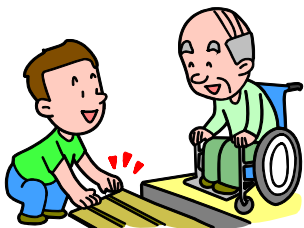
これらの業務を当事業所に配置の「ケアマネジャー(介護支援専門員)」が、本人やその家族に代わって行います。

◎ 当事業所は、介護保険制度上、要介護1～5の認定を受けた方に対するケアプラン作成やサービス利用調整などを行います。

※ 要支援1～2の認定を受けた方は、日高町日高指定介護予防支援事業所【日高町日高地域包括支援センター】(TEL01457-6-2343)がサービス利用計画作成やサービス利用調整を行う事となります。

当事業所において必要な情報の提供など行い、介護予防サービスが円滑に利用できるよう連携します。

### 3. 介護保険施設・事業所や関係機関との連絡調整・連携



利用者が安心かつ自立した生活ができるよう、利用者等と定期面談し状況把握をさせていただきます。訪問時等に得られた必要な情報は、治療やサービス向上等のために主治医やサービス事業所など連携が必要な機関につなげていきます。

また、自宅での生活が困難になってきた場合には、生活支援ハウスなどの居住施設や日高町立特別養護老人ホーム日高高寿園などの介護保険施設への入所が円滑に行えるよう支援していきます。